

門 真 市

市営住宅入居申込みのしおり

市営住宅は、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法、門真市営住宅条例などに基づき、収入基準や世帯構成など様々な制限がありますので、この『申込みのしおり』を最後までよくお読みになった上で申し込んでください。

目 次

1. 申込資格について……………P 1～P7
2. 申込みの無効・失格・注意事項について……P8～P9
3. 裁量世帯について……………P10
4. 申込みから入居まで……………P11～P12
5. 月収額の計算のしかた……………P13～P20
6. 控除額について……………P21
7. 月収額計算例……………P22～P23
8. 申込書の書き方例……………P24～P25
9. 募集住宅一覧表……………P26～P27
10. 募集住宅間取りの例……………P28～P29

○ 募 集 期 間 令和3年12月1日(水)～12月15日(水)

○ 申 込 先 門真市まちづくり部都市政策課市営住宅G

○ 申 込 方 法

- ・窓口持参(市役所開庁時間のみ)又は郵送
- ・電子申請(インターネット)→<https://kadoma-shiei.com/>

市役所開庁時間:午前9時から午後5時30分

お問い合わせ先

門真市営住宅管理センター

門真市新橋町6-12 エクセレント清萌(キヨム)3階 3C

電話 06-6967-8799

1. 申込み資格について

共通申込資格

市営住宅に申し込みされる方は、次の①～⑦のすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
- ② 収入基準に合う方(入居予定者全員の収入を合算します。)。
 - ・あなたの世帯の収入が、収入基準を満たしているかについては、13～20 ページの「5. 月収額の計算のしかた」をよく読んで確かめてください。
 - ・市営住宅は計算後の月収額が 158,000 円以下の方が申込みできます。
 - ※「裁量世帯(10ページ参照)」に該当する方は、計算後の月収額が 214,000 円以下であれば、申込みできます。
- ③ 現在、住宅に困っておられる方。
 - ・市営住宅、府営住宅を借りておられる方(名義使用人)は申し込めません。
 - ・持家の方も原則として申し込めません。
- ④ 申込みの本人が門真市内に住所を有しているか、勤務をしている方(新婚・子育て世帯向け募集を除く)
 - ・住民票の写しまたは勤務している又は勤務することが確実であることを証明する書類が入居資格審査時に必要です。
 - ・勤務予定者は、募集期間末日より起算して2カ月以内に、門真市内の事業所に勤務することが確実であることが必要です。
- ⑤ 入居時において、緊急連絡先届出書(同居者親族以外)の提出が必要です。
- ⑥ 家賃の支払い能力があること。
- ⑦ 過去に市営住宅に居住していた方については、不正な使用(無断退去・滞納など)をしたことがないこと。

☆多子世帯に対する優遇について

募集期間末日現在で、18 歳未満の子ども(同居しようとするものに限る。)を3人以上扶養している世帯に抽選番号を2つ付与します。

適用を受ける場合は、「市営住宅入居申込書」の多子世帯優遇制度の□に必ず✓を入れてください。

※注意事項

- ・この制度は抽選の際の優遇措置であって、必ずしも当選を保証するものではありません。
- ・募集期間末日において、18 歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯のみ✓を入れてください。
(子ども(1人)の年間の合計所得が 38 万円以下(給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下)でなければ、扶養していることにはなりませんのでご注意ください。)
- ・該当する世帯であっても✓がない場合、優遇措置は受けられません。
- ・同居しようとする方(入居予定者)の中に、18 歳未満の子どもが 3 人以上いない場合は、該当しません。(例:遠隔地扶養をしている子どもを含めて3人以上子どもがいる場合など)
- ・募集期間末日現在において、妊娠されている方の胎児は人数には含みません。

(注意) 8ページから9ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

一般世帯向け

共通申込資格(1ページ参照)のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

- ◎現に生計を一にしている同居者または同居しようとする親族がある方
内縁関係にある方や婚約者のある方、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方(「以下、パートナーシップ関係にある方」という)も申し込むことができます。
- ・内縁関係の方は、その関係が住民票の続柄の欄で、未届の妻(夫)であることが確認できる場合に限ります。
 - ・婚約者のある方は、別途『婚約証明書』および期限内に婚約者と同時に入居する旨の『誓約書』が必要です。(婚約証明書および誓約書の用紙は係員に申し出て下さい。)
 - ・パートナーシップ関係にある方は、その関係が、大阪府がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。

福祉世帯向け

共通申込資格(1ページ参照)のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

■高齢者世帯

申込者本人が募集期間末日現在で **60歳以上**の方であって、次の①～③のいずれかの親族とのみ同居し又は同居しようとする世帯

- ① 配偶者(内縁関係にある方を含む)
- ② 18歳未満の児童(世帯を不自然に分割した方を除く)
- ③ 60歳以上の方

(注意)同居される方の中に、上の①～③のいずれにもあてはまらない方がおられる場合には、高齢者世帯とみなしません。

なお、年齢については、募集期間末日現在の満年齢です。

■ひとり親世帯

申込時点で次の①～⑤のいずれかにあてはまり、募集期間末日現在で **20歳未満の児童を扶養**している世帯

- ① 死別若しくは離婚又は婚姻によらないで母若しくは父となった方
 - (ア) 配偶者と死別した方であって、現に婚姻をしていない方
 - (イ) 離婚した方であって、現に婚姻をしていない方
 - (ウ) 婚姻によらないで母又は父となった方であって、現に婚姻をしていない方
ただし、当該者が未成年である場合は、現に親等に扶養されておらず、法定代理人の同意を得た方に限る。
- ② 配偶者の生死が1年以上明らかでない方(警察へ行方不明者届の届出をしている場合)
- ③ 配偶者から1年以上遺棄されている方(住民票上1年以上配偶者と離れている場合)
- ④ 母子世帯等に準じる状況にある世帯
(配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合)
大阪府各子ども家庭センター等で母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方
- ⑤ その他
 - (ア) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
 - (イ) 配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方
 - (ウ) 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けられない方(注意-1) 上記②、③、⑤-(ウ)の基準となる日は、募集期間の末日です。
(注意-2) 20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が38万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)でなければ、扶養していることにはなりませんので、ご注意ください。

■障がい者世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人または同居しようとする親族に次の①～④のいずれかに該当する方がいる世帯

- ① 身体障がい者世帯
身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ② 精神障がい者世帯
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
- ③ 知的障がい者世帯
療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると判定された方
- ④ 結核回復者世帯
結核による長期療養者で、日常生活が制限され、かつ、入居時まで退院可能な方又は申込日において退院後3年を経過していない方

(注意)上記①、②、③については、募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。

■ハンセン病療養所入所者等の世帯

申込者本人又は同居しようとする親族に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯

■犯罪被害者等世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人は又はその同居しようとする親族が次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 門真市内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者で被害が発生した日から5年以内(募集期間末日現在)の方
 - ② ①の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方
 - ③ ①の犯罪被害状況について確認できる方
- (注意) 上記①には、危険運転致死を含む

■単身者

次の①～⑩のいずれかに該当している単身者

- ① 年齢が60歳以上の方
(注意)年齢については、募集期間末日での満年齢です。
- ② 身体障がい者
身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
- ③ 精神障がい者
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
- ④ 知的障がい者
療育手帳の交付を受けている方又は知的障がい者更生相談所において療育手帳の交付を受けている方と同程度の障がいを有すると判定された方

- ⑤ 戦傷病者
戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が、特別項症から第六項症まで、又は第1款症である方
- ⑥ 原子爆弾被爆者
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 生活保護受給者
生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
- ⑧ 海外からの引揚者
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年以内の方(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書の交付を受けている方)
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑩ DV被害者
配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)が終了した日から起算して5年を経過していない方
(注意:大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。)
 - (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
(注意:裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。)

(注意) ①～⑩の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

新婚・子育て世帯向け(市外申込可)

共通申込資格(1ページ参照)のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

申込時点において、申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている(勤務することが確実な場合を含む)方

※勤務予定者は、募集期間末日より起算して2ヵ月以内に、大阪府の事業所に勤務することが確実であることが必要です。

■新婚世帯

申込者本人及び配偶者(内縁関係にある方及び婚約者、パートナーシップ関係にある方を含む)が募集期間末日現在において40歳未満であり、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方がいる世帯

- (1) 既婚者については、募集期間末日において、婚姻の届出から1年以内である方。
内縁関係にある方は、募集期間末日において、同居することとなった日から1年以内である方。
- (2) 申込時点で婚約中であり、婚姻する日が募集期間末日から1年以内である方。

・パートナーシップ関係にある方は、その関係が、大阪府がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限りです。

■子育て世帯

現在同居しているか、又は同居しようとする中学生未満(募集期間末日現在)の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む)からなる世帯

車いす常用者世帯向け

共通申込資格(1 ページ参照)をすべて満たした上で、募集末日現在において、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹の機能障がいの程度の高い車いす常用者の方がいる世帯

(注意)車いす常用者とは、室内及び室外において、常に車いすを使用している方をいいます。

(注意)8ページから9ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

2. 申込みの無効・失格・注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。なお、受けつけた後、当選しても失格となります。

- ① 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である者。
- ② 重複申込みをしたとき。
 - ・1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とする。)で2通以上申込みされたとき。
 - ・また、申込者又は同居しようとする方として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込みすることはできません。
 - ・申込書による申込みと電子申請を重複しての申込みもできません。
- ③ 申込書等に不正の記載があったとき。
- ④ 必要事項が記載されていないとき。
- ⑤ 申込資格がないとき。
- ⑥ 家族を不自然に分割したり、友人等の寄合世帯で申し込みしたとき。
次のような申込みは、原則としてできません。
 - (例1) 夫婦どちらか一方のみによる申込み。
 - (例2) 兄弟姉妹(両親の死亡の場合を除く)で申込み。
 - (例3) 祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
 - (例4) おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。
 - (例5) 今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
- ⑦ 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき、申込後、同居しようとする親族の変更(死亡・出生の場合は再審査を行います。)はできません。また、婚約者が変わったときも同じです。
- ⑧ 当選後、指定された期日までに、審査必要書類の提出がないとき。
- ⑨ 申込みされた応募区分の資格を確認できないとき。

入居される場合の注意事項

敷金・緊急連絡先届出書

- ・敷金は、入居の際の家賃の3ヵ月分です。
- ・入居時には「緊急連絡先届出書」(同居親族以外の方)の提出が必要です。

収入申告

- ・入居されますと、毎年度、ご家族全員の収入を申告していただきます。
- ・家賃の額は、入居者全員の収入や住宅の便益等に応じて、毎年度変動します。

共益費

- ・給水施設、電灯など入居者の共用部分の施設にかかる維持運営費(共益費)を家賃とは別に、入居者に負担していただきます。

収入超過者などの市営住宅明渡し努力義務

- ・入居後3年又は5年を経過した方で、一定の収入を超える収入がある場合は、収入超過者または高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあつては収入の区分に応じた一定期間後に近傍同種の住宅の家賃となり、高額所得者にあつては近傍同種の住宅の家賃となることに加えて、住宅明渡しの義務が課せられます。
月収額 158,000 円を超える(裁量世帯では月収額 214,000 円を超える)世帯は、収入超過者と認定されます。

駐車場

- ・市営住宅には、駐車場の使用者資格や自動車規格の制限があります。
また、住宅によっては新たに入居される方がただちに利用できる余裕が無い場合があります。よって、新たに入居される方で入居後、車を利用される方は、ご自身で市営住宅外の保管場所を確保していただくことが必要です。(住宅敷地内に無断で駐車しないで下さい。)

ペットの飼育

- ・市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。犬猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますので、飼わないで下さい。

浴槽・風呂釜等

浴槽「無」住戸の浴槽・風呂釜は、原則、入居者の個人負担で設置していただくことになっております。

- ・一部の住宅では、大阪ガス株の浴槽・風呂釜のメンテナンスリース制度を利用していただくことができます。(リース制度が利用できない住戸タイプもありますので、ご注意ください。) なお、入居される住戸に、既にリースの浴槽・風呂釜が設置されている場合、大阪ガス株とリース契約を行い、引き続きご利用くださいますようお願いいたします。 リース制度を利用される場合の月額リース料金は約 3,000 円～4,000 円(税込)程度です。(保証金 10,000 円が別途必要です。)
- ・また、一部の住宅では、前入居者が個人で設置した浴槽・風呂釜について、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、無償譲渡を受けて使用していただくことができます。 入居される住戸に、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、譲渡の条件を承諾のうえ使用していただきますようお願いいたします。なお、該当する住戸については、「入居案内」送付時にお知らせします。

3. 裁量世帯について

次に該当する世帯の方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みできます。

対 象 世 帯	世 帯 要 件
60 歳 以 上 の 世 帯	申込本人が 60 歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の世帯。なお、 <u>年齢については募集期間の末日現在での満年齢をいいます</u>
身 体 障 が い 者 世 帯	申込本人又は同居親族に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けている方がいる世帯
精 神 障 が い 者 世 帯	申込本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
知 的 障 が い 者 世 帯	申込本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が A 又は B1 の方、又は同程度の障がいを有する子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
戦 傷 病 者 世 帯	申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
原 子 爆 弾 被 爆 者 世 帯	申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海 外 か ら の 引 揚 者 世 帯	申込本人又は同居者に、海外からの引揚者あることの証明書(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国証明書)の交付を受けている方で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等	申込本人又は同居者に、平成8年3月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
18 歳 以 下 の 者 が い る 世 帯	同居者に平成 15 年 4 月 1 日以降に生まれた方がいる世帯

4. 申込みから入居まで

申込書の配布
令和3年12月1日(水)
~12月15日(水)

○配布場所: 門真市役所まちづくり部都市政策課(別館2階)
門真市南部市民センター
門真市営住宅管理センター 等

申込書の受付
令和3年12月1日(水)
~12月15日(水)

- 申込みは、1世帯につき1通に限ります。
(郵送・窓口持参・電子申請のいずれか1通)
- 申込みの際には、次の書類もご提出ください。
 - ・市営住宅入居申込書
 - ・はがき 2枚(申込書の右側にあります)
- ※ 内容の審査は、抽選後の入居資格審査時に行います。このため、申込の受付をもって入居資格を有しているということにはなりませんのでご注意ください。
- 窓口持参(市役所開庁時間のみ)又は郵送(令和3年12月15日までの消印有効)

抽選番号のお知らせ

○抽選会の前日までに申込者へ届くように通知します。

公開抽選会
とき: 令和4年1月17日(月)
午後1時から
ところ: 門真市役所別館3階
第3会議室

○抽選結果は、当日(抽選終了後)市役所別館1階の玄関前及び門真市営住宅管理センターに掲示します。ホームページにも抽選結果を掲載します。

○必ずしも参加する必要はありません。

抽選結果のお知らせ

○抽選結果は、当選・落選にかかわらず、全員に郵送でお知らせします。
※なお、応募のなかった住戸については、後日発表します。

入居資格審査

○指定する入居資格審査日時までに次の書類を郵送又はご持参ください。

- ・家族に関する証明書類(住民票・戸籍謄本等)
- ・収入に関する証明書類(住民税課税証明書等)
- ・家屋に関する証明書類(賃貸契約書等・登記簿謄本等)

追加書類の請求

- 提出いただいた書類で確認できない事項があるときは、さらに書類の提出をお願いします。

入居資格審査結果のお知らせ

- 審査の結果

- ・合格された方には合格の旨と入居時期について通知します。
- ・失格された方にはその旨を通知します。

入居予定者決定

失格通知

合格通知

入居案内一式(入居説明会日時・場所、敷金・家賃・共益費、浴槽について等の書類)をお送り致します。

入居説明

- 入居に関する手続の説明をします。

入居手続・入居承認書・カギ交付
(令和4年3月下旬以降予定)

- 入居手続を完了された方に鍵をお渡しします。

- ・ 緊急連絡先届出書(同居親族以外の方)の提出が必要です。
- ・ 敷金は当初家賃の3ヶ月分です。
- ・ 当初家賃は1ヶ月分先払いとなります。
(月の途中での入居の場合は、日割り計算します。)

ご入居

- 入居手続完了後、入居承認書に記載の入居期限までに入居して下さい。

5. 月収額の計算のしかた

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

- ① あなたの同居又は同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- ② あなたの総収入金額又は総所得金額は？
- ③ あなたの世帯の収入が基準にあっていますか？

① 同居親族、扶養親族とは？

② あなたの総収入金額又は総所得金額がいくらであるか調べましょう。

1. 入居しようとする親族(本人を除く)
2. 入居しない遠隔地扶養親族
(注)家族を不自然に分割又は合併した場合には申込みできません。

あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者（事業所得者）ですか？

給与所得者とは	年金所得者とは	その他の所得とは
俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得という総収入金額とは給与所得控除をする前のものでボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません。)	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得は0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。 これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

注意事項

- ① 所得としないもの…生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合……申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③ 勤務することが……勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居
確実な方の場合 できません。
- ④ 求職中の場合……申込み末日時点で職の決まっていな方は、収入が0円として計算してください。
- ⑤ 無職無収入の場合…高齢や身体に障がいがあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職(収入は0円)で申し込んでください。
- ⑥ 妊娠中で申し込む…妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除など
場合 の人数に含みません。

※①～⑤については、資格審査時に証明書が必要です。

③ あなたの世帯の収入が収入基準にあっているか計算して確かめましょう。

給与所得者の場合

前年中の年間総収入を確かめま
しょう。

15～16 ページの「月収額の計算の
しかた(その 1)」で計算してください。

年金所得者の場合

1年間の年金額を確かめましょ
う。

19～20 ページの「月収額の計算の
しかた(その 4)」で計算してください。

その他の所得者の場合

前年中の年間総所得金額を確かめ
ましょう。

18 ページの「月収額の計算の
しかた(その 3)」で計算してください。

月収額の計算のしかた（その1）

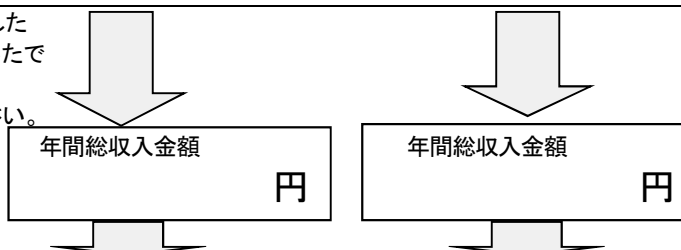
給与所得者の場合

年間総収入の計算

就職時期に合わせた税込みの金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 （源泉徴収票の支払金額の欄）
	②現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{1年間の推定総収入金額}$
④現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額	

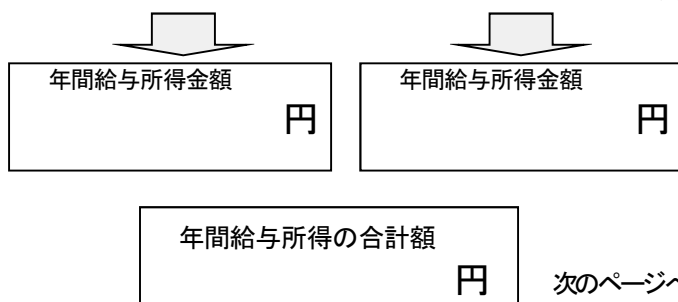
※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は、これを除いたうえ、上表③の計算のしかたで計算してください。

※雇用されることが確実な方は、④により計算してください。



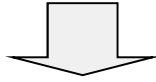
年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉖ 551,000 円未満	年間給与所得=0	
㉗ 551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額-550,000円	
㉘ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得=1,069,000円	
㉙ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得=1,070,000円	
㉚ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得=1,072,000円	
㉛ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得=1,074,000円	
㉜ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	-10万円
㉝ 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.6 + 100,000$ 円	
㉞ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 0.7 - 80,000$ 円	
㉟ 6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
㊱ 8,500,000 円以上	年間総収入金額-1,950,000円	

※10万円未満のときはその金額



次のページへ

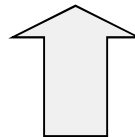
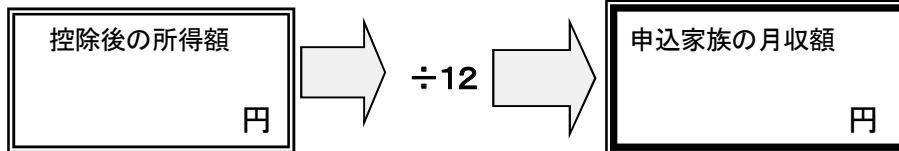
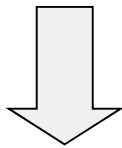
前ページより



年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除の種類と金額	控除額
① 同居及び扶養親族控除 (入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族) 38万円 × 人	円
② 老人控除対象配偶者控除 ③ 老人扶養控除 (控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合) 10万円 × 人	円
④ 特定扶養控除 (扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合) 25万円 × 人	円
⑤ 障がい者控除 (障がい者がいる場合) 27万円 × 人	円
⑥ 特別障がい者控除 (特別障がい者がいる場合) 40万円 × 人	円
⑦ 寡婦控除 最高27万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額) 人	円
⑧ ひとり親控除 最高35万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額) 人	円
	控除額の合計額 円

※控除に関する詳しい説明は、21ページをご覧ください。



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方 ※ 申込みのしおり 10 ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が158,000円を超える場合でも214,000円以下であれば申込みすることができます。

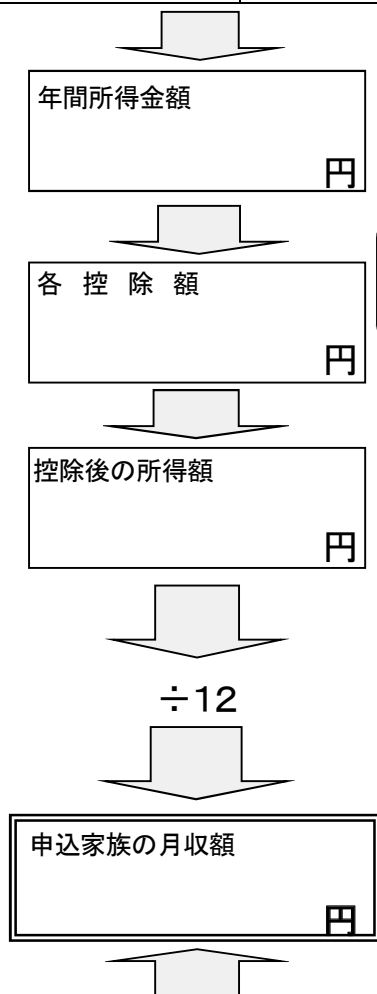
月収額の計算のしかた（その2）

日雇労働者などの方

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、15～16 ページの「給与所得者の場合」により計算してください。その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告をしている人は、下の計算で行ってください。

年間所得金額の計算

① 前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
② 前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方については、「給与所得者の場合」(15～16 ページ)の例にならってください。)



左上の年間所得金額から控除額を差し引いてください。控除額および計算のしかたについては、「給与所得者の場合」(15～16 ページ)の例にならってください。

次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額	
158,000 円以下の方	※ 申込みのしおり 10 ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みことができます。

月収額の計算のしかた (その3)

その他の所得者の場合

年間所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた
前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」 (15～16 ページ)の例にならってください。)

年間所得金額
円

各控除額
円

左上の年間所得金額から控除額を差し引いてください。
控除額および計算のしかたについては、「給与所得者の場合」(15～16 ページ)の例にならってください。

控除後の所得額
円

÷12

申込家族の月収額
円

次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

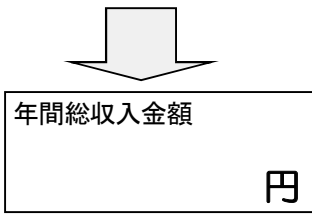
申込世帯の計算後の月収額
158,000 円以下の方 ※ 申込みのしおり 10 ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みことができます。

月収額の計算のしかた (その4)

年金所得者の場合

年間総収入の計算

年間総収入の計算	① 引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
	② 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)

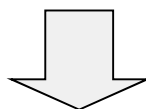


年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額		受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	
65歳以上の方	㊦ 110万円以下	年間年金所得=0		64歳以下の方	㊦ 60万円以下	年間年金所得=0	
	㊧ 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円	-最高10万円※		㊧ 60万円を超え 130万円未満	(A)-60万円	-最高10万円※
	㊨ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75-27万5千円	-10万円		㊨ 130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75-27万5千円	-10万円
	㊩ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85-68万5千円			㊩ 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85-68万5千円	
	㊪ 770万円以上	(A) × 0.95-145万5千円			㊪ 770万円以上	(A) × 0.95-145万5千円	

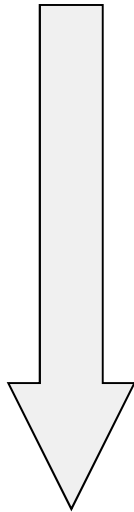
※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額



次のページへ

前ページより



年間年金所得金額	円
----------	---

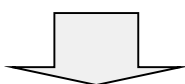


各控除額	円
------	---

左上の年間年金所得金額から控除額を差し引いてください。
控除額および計算のしかたについては、「給与所得者の場合」(15～16 ページ)の例にならってください。



控除後の所得額	円
---------	---



÷12



申込家族の月収額	円
----------	---



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申し込んでください。
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額

158,000 円以下の方

※ 申込みのしおり 10 ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みことができます。

6. 控除額について

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込本人を除く人数分を必ず控除してください。
 (例. 5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。

年齢の基準日は令和3年12月15日とします。

控除の種類	控除対象となる方	控除額 (1人につき、年間)	
同居及び 扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養家族	38万円	
特 別 控 除	老人控除対象 配偶者控除	同一年計配偶者で、70歳以上の方	10万円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
	扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円
	障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など 	27万円
	特別障がい者 控 除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など 	40万円
	寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方 	最高27万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一年計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること 	最高35万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)	

※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

7. 月収額計算例

給与所得者が2人の場合

1. 構成
- ・本人 (50歳) 年間総収入金額 (会社員) 3,460,000 円
 - ・妻 (45歳) 無職 0 円
 - ・長女 (25歳) 年間総収入金額 (会社員) 1,380,000 円
 - ・長男 (16歳) 高校生

2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間給与所得金額 $3,460,000 \text{ 円} \div 4000 = 865 \text{ 円}$ (1円未満切捨て)
 $865 \text{ 円} \times 4000 \times 0.7 - 80,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = \underline{2,242,000 \text{ 円}}$
- ② 長女の年間給与所得金額 $1,380,000 \text{ 円} - 550,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \underline{730,000 \text{ 円}}$

○年間総収入から金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額		年間給与所得金額	
㉗	551,000 円未満	年間給与所得=0	
㉘	551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※
㉙	1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得=1,069,000円	
㉚	1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得=1,070,000円	
㉛	1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得=1,072,000円	
㉜	1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得=1,074,000円	
㉝	1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 + 100,000 \text{ 円}$	-10万円
㉞	1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.7 - 80,000 \text{ 円}$	
㉟	3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 0.8 - 440,000 \text{ 円}$	
㊱	6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円}$	
㊲	8,500,000 円以上	年間総収入金額-1,950,000円	

※10万円未満のときはその金額

③ 申込家族の月収額

(本人の年間給与所得金額+長女の年間給与所得金額) - (控除額×人数) = 申込家族の月収額

$$\frac{(2,242,000 \text{ 円} + 730,000 \text{ 円}) - (38 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} + 25 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人})}{12} = \underline{131,833 \text{ 円}}$$

○控除額

① 同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族 (本人を除く) 及び遠隔世扶養親族】 38万円 × 3人 = 114万円
② 老人控除対象配偶者控除	
③ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円
④ 特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円
⑤ 障がい者控除	27万円 × 人 = 万円
⑥ 特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円
⑦ 寡婦控除	最高27万円 人 = 万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
⑧ ひとり親控除	最高35万円 人 = 万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)

妻・長女・長男

長男

給与所得者とその他の所得者がいる場合は

1. 家族構成

- ・ 本人 (50歳) 年間所得金額 (自営業) 3,018,000円
- ・ 妻 (45歳) 年間総収入金額 (パート) 990,000円
- ・ 長男 (17歳) 高校生
- ・ 長女 (14歳) 中学生
- ・ 次女 (12歳) 小学生

2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間所得金額 3,018,000円 (自営業のため)
- ② 妻の年間給与所得金額 990,000円 - 550,000円 - 100,000円 = 340,000円

○年間総収入から金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額		年間給与所得金額	
㉗	551,000円未満	年間給与所得=0	
㉘	551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※
㉙	1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	
㉚	1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
㉛	1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
㉜	1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
㉝	1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	-10万円
㉞	1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円	
㉟	3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円	
㊱	6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
㊲	8,500,000円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円	

※10万円未満のときはその金額

③ 申込家族の月収額

$$\frac{(\text{本人の年間所得金額} + \text{妻の年間給与所得金額}) - (\text{控除額} \times \text{人数})}{12} = \text{申込家族の月収額}$$

$$\frac{(3,018,000 \text{円} + 340,000 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 4 \text{人} + 25 \text{万円} \times 1 \text{人})}{12} = \underline{132,333 \text{円}}$$

○控除額

① 同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族 (本人を除く) 及び 近親世帯扶養親族	妻・長男・長女・次女
	38万円 × 4人 = 152万円	
② 老人控除対象配偶者控除		
③ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	
④ 特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円	長男
⑤ 障がい者控除	27万円 × 人 = 万円	
⑥ 特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円	
⑦ 寡婦控除	最高27万円 人 = 万円 <small>(計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)</small>	
⑧ ひとり親控除	最高35万円 人 = 万円 <small>(計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)</small>	

8. 申込書の書き方例

様式第1号(第3条、第26条の8関係)

(表)

※ 申込番号	※ 住宅番号	※ 承認年月日	※ 入居年月日	※ 受付

	一 般	一 般
住宅名	門真四宮	門真四宮
間取り	3DK 4階	3DK 5階
申込区分	A	B

	福祉(単身可)	福祉(単身可)	福祉(単身可)
住宅名	門真四宮	門真四宮	門真四宮
間取り	3DK 5階	3DK 5階	3DK 5階
申込区分	C	D	E

	新婚・子育て	新婚・子育て	新婚・子育て	新婚・子育て	新婚・子育て	新婚・子育て	新婚・子育て
住宅名	門真千石西町	門真千石西町	門真千石西町	門真千石西町	門真千石西町	門真千石西町	門真千石西町
間取り	2DK 8階	2DK 1階	3DK 3階	3DK 8階	2DK 5階	2DK 5階	2DK 10階
申込区分	F	G	H	I	J	K	L

	車いす常用者 (単身可)
住宅名	門真千石西町
間取り	1DK 1階
申込区分	M

市 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和3年12月1日

門真市長 宮本 一孝 様

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申 込 者	〒(571-0055) 門真市中町1番1号 () 方 電話 06 (6902) 1231	氏 名	かどま たろう 門真 太郎			
入居しようとする者の氏名	性別	生年月日	続柄	職業	同居 別居	扶養の 有・無
かどま たろう 門真 太郎	男	昭和45年8月10日	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同 別	有 無
かどま はなこ 門真 花子	女	昭和46年4月3日	妻	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同 別	有 無
かどま まほ 門真 真帆	女	平成10年6月14日	子	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同 別	有 無
かどま けいいち 門真 啓一	男	平成16年11月15日	子	<input type="checkbox"/> 会社員 <input checked="" type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同 別	有 無
ふりがな		年 月 日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
別居先	続柄 ()					
の住所	続柄 ()					
主たる生計者の勤務先	所在地	門真市松生町19番25号				
	名称	(株) 門真屋				
	電話	06-6000-0000				
<input type="checkbox"/> 多子世帯の優遇倍率制度の適用を受けます。						

(裏)

あなたが住宅に困っている事情は？（あてはまるものに○印をつけ、又は必要事項を記入してください。）

(1) いま住んでいる住宅の種類

- ア 持ち家
- イ 親・兄弟・姉妹等の家
- ウ 民間賃貸住宅
- エ 社宅・寮
- オ 公社・UR賃貸住宅
- カ 公営住宅（府営・市営）
- キ 間借り
- ク その他（ ）

(2) 住宅の現況

ア 家賃 73,000 円
イ 家族数 4 人
ウ 住宅の部屋数 2 室
エ 畳数 12 畳

(3) 住宅に困っている理由

- ア 家賃が高い。
- イ 住宅が狭い。
- ウ 設備が不十分である。
- エ 住宅が古くいたんでいる。
- オ 他の世帯と同居している。
- カ 環境が悪い。
- キ 災害の危険性がある。
- ク 正当な理由による立ち退きの要求を受けている。
- ケ 通勤に不便である。
- コ 結婚するため。
- サ その他

困っている理由について分かりやすく書いてください。

確認事項	申請者及び申請者と同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）は暴力団員ではありません。
------	--

注意

- 1 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✓印を付してください。
- 2 暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。

9. 募集住宅一覧表

【注】◎申込資格(条件)に該当しているか1ページ～7ページをご確認ください。

◎単身者の方は、「入居人数」欄の「1人以上の世帯」の申込区分からお選びください。単身者の方の申込資格は、4ページ～5ページをご覧ください。

◎1世帯1住宅の申込みです。

◎いずれの住宅も、入居の際に家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

【一般世帯向け】

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層	竣工年度	間取り (㎡)	備考	予定家賃(令和3年度)【月額】						共益費 【月額】	交通条件
								《計算後の月額収額に応じた家賃です。》							
								一般世帯			裁量世帯				
								月額収額 0～ 104,000円	月額収額 104,001～ 123,000円	月額収額 123,001～ 139,000円	月額収額 139,001～ 158,000円	月額収額 158,001～ 186,000円	月額収額 186,001～ 214,000円		
2人以上の世帯	A	門真四宮住宅	1棟408号室	4階	昭和63年度	3DK 60.3㎡	浴槽なし	24,400	28,200	32,300	36,400	41,600	48,000	520	京阪大和田駅 →京阪バス・四宮住宅前
2人以上の世帯	B	門真四宮住宅	2棟503号室	5階	平成2年度	3DK 60.3㎡	浴槽なし	25,100	29,000	33,200	37,400	42,700	49,300	520	京阪大和田駅 →京阪バス・四宮住宅前

【福祉世帯向け】

1人以上の世帯	C	門真四宮住宅	1棟504号室	5階	昭和63年度	3DK 60.3㎡	浴槽なし	24,400	28,200	32,300	36,400	41,600	48,000	520	京阪大和田駅 →京阪バス・四宮住宅前
1人以上の世帯	D	門真四宮住宅	1棟506号室	5階	昭和63年度	3DK 60.3㎡	浴槽なし	24,400	28,200	32,300	36,400	41,600	48,000	520	京阪大和田駅 →京阪バス・四宮住宅前
1人以上の世帯	E	門真四宮住宅	7棟501号室	5階	平成4年度	3DK 60.3㎡	浴槽なし	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	520	京阪大和田駅 →京阪バス・四宮住宅前

※門真四宮住宅にはエレベーターはございません。

※浴槽・風呂釜等については、9ページをご確認ください。

【新婚・子育て世帯向け】(市外申込可)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層	竣工年度	間取り(m ²)	備考	予定家賃(令和3年度)【月額】						共益費【月額】	交通条件
								《計算後の月額額に応じた家賃です。》							
								一般世帯			裁量世帯				
								月額額 0~ 104,000円	月額額 104,001~ 123,000円	月額額 123,001~ 139,000円	月額額 139,001~ 158,000円	月額額 158,001~ 186,000円	月額額 186,001~ 214,000円		
2人以上の世帯	F	門真千石西町	1棟803号室	8階	平成26年度	2DK 49.9m ²	(市外申込可) 浴槽有	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	G	門真千石西町	2棟103号室	1階	平成26年度	2DK 49.9m ²	(市外申込可) 浴槽有	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	H	門真千石西町	2棟306号室	3階	平成26年度	3DK 59.9m ²	(市外申込可) 浴槽有	30,200	34,800	39,800	44,900	51,300	59,200	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	I	門真千石西町	3棟804号室	8階	平成26年度	3DK 59.9m ²	(市外申込可) 浴槽有	30,200	34,800	39,800	44,900	51,300	59,200	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	J	門真千石西町	4棟502号室	5階	平成26年度	2DK 49.9m ²	(市外申込可) 浴槽有	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	K	門真千石西町	7棟516号室	5階	令和3年度	2DK 50.0m ²	(市外申込可) 浴槽有	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,700	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
2人以上の世帯	L	門真千石西町	7棟1018号室	10階	令和3年度	2DK 50.0m ²	(市外申込可) 浴槽有	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,700	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地

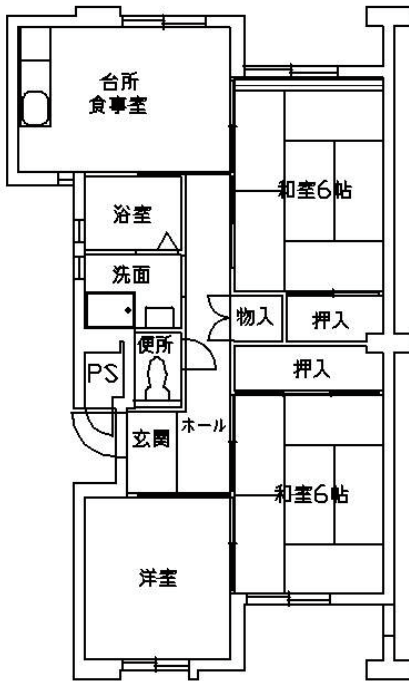
【車いす常用者世帯向け】

1人以上の世帯	M	門真千石西町	7棟105号室	1階	令和3年度	1DK 50.5m ²	浴槽有	26,100	30,100	34,400	38,800	44,400	51,200	1,180	京阪大和田駅 →京阪バス・門真団地
---------	---	--------	---------	----	-------	---------------------------	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	----------------------

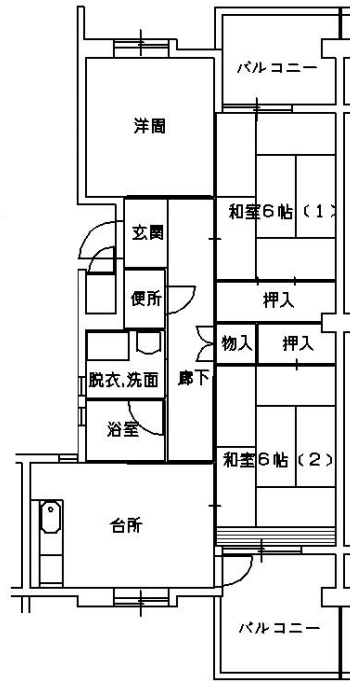
※門真千石西町住宅には、エレベーターが設置されています。

10. 募集住宅間取り例

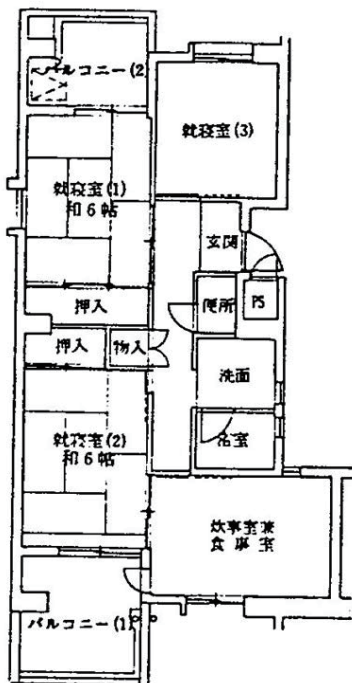
申込区分 A



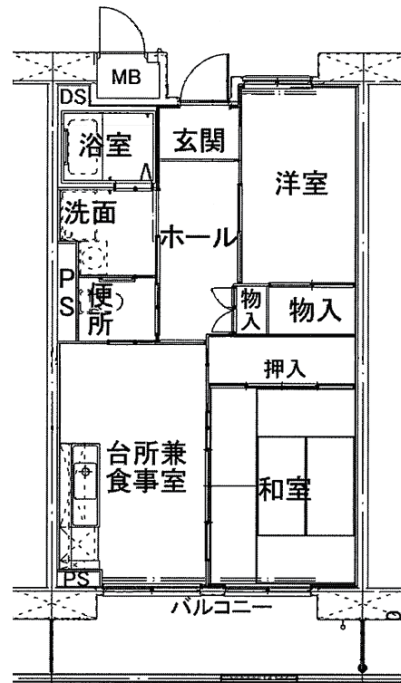
申込区分 B,E



申込区分 C,D

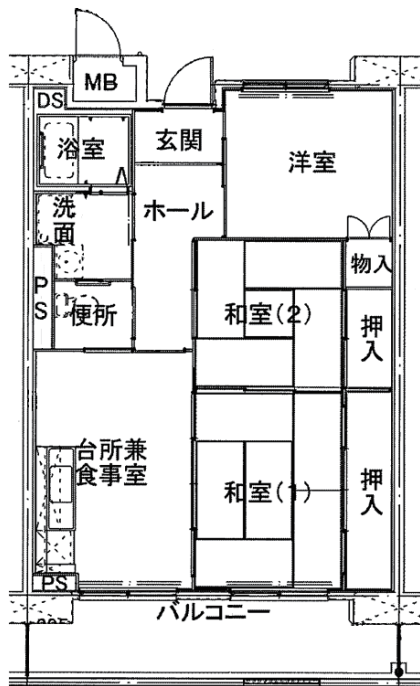


申込区分 F,G,J



※一部、この配置図と反転している住戸があります。

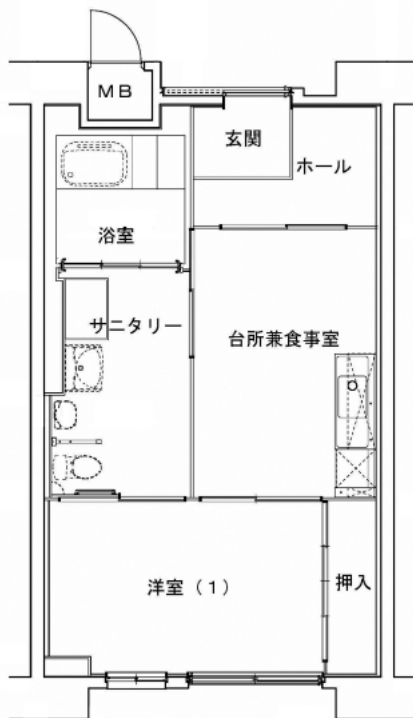
申込区分 H,I



申込区分 K,L



申込区分 M



※一部、この配置図と反転している住戸があります。

